

令和4年 第2回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和4年11月30日

筑西広域市町村圏事務組合

令和4年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (11月30日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
新議員の紹介	3
仮議席の指定	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員会委員長の報告	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者の招集挨拶	6
一般質問	8
1. 石嶋 巖君	8
2. 榎戸甲子夫君	14
報告第1号の上程、説明、質疑、採決	19
議案第8号の上程、説明、質疑、採決	20
監査委員就任の挨拶	20
議案第9号の上程、説明、質疑、採決	21
議案第10号の上程、説明、質疑、採決	23
認定第1号の上程、説明、質疑、採決	25
閉会中の継続審査の申し出について	30
閉 会	30

令和4年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和4年11月30日（水）午前10時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 6号 処分事件報告について
- 日程第 5 議案第 8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 9号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第10号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 認定第 1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

1番	仁平	実君	2番	風野	和視君
3番	石嶋	巖君	4番	小倉	ひと美君
5番	津田	修君	6番	稲川	新二君
7番	大里	克友君	8番	佐藤	仁君
9番	小高	友徳君	10番	潮田	新正君
11番	林	悦子君	12番	榎戸	甲子夫君
13番	仁平	正巳君	14番	尾木	恵子君
15番	堀江	健一君	16番	箱守	茂樹君
17番	赤城	正徳君	18番	安藤	泰正君
19番	立川	博敏君	20番	大木	作次君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤	茂君	副管理者	小林	栄君
副管理者	大塚	秀喜君	常任幹事	鶴見	俊之君
常任幹事	熊坂	仁志君	常任幹事	田口	瑞男君
会計管理者	板谷	典子君	事務局長	早瀬	道生君
事務局 事務課長	豊口	勝昭君	事務局 企画財政課長 兼西総務課 公園管理事務 所長	広瀬	浩孝君
筑西遊湯館長	杉山	修君	環境センター 所長	岡崎	瑞穂君
環境センター 基幹改良等 推進室長	田上	研君	消防本部長	内田	昭彦君
消防本部長 消防次長	市村	正明君	筑西市 市長公室 秘書課長	新井	隆一君

職務のため出席した者

事務局次長兼 きぬ聖苑場長	須藤	正明君	事務局総務課 総務グループ 係長	田口	俊幸君
事務局総務課 総務グループ 係長	築田	貴司君			

◎開会の宣告

○議長（津田 修君） これより令和4年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（津田 修君） ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

○議長（津田 修君） 初めに、桜川市議会議員の改選に伴い、新たに組合議員となられました方々をご紹介いたします。名前をお呼びいたしますので、その場でご起立願えれば幸いです。

須藤事務局次長、お願いいたします。

○事務局次長兼きぬ聖苑場長（須藤正明君） ご紹介いたします。

桜川市、仁平 実議員、同じく風野和視議員、同じく小高友徳議員、同じく潮田新正議員、同じく林 悦子議員。

以上でご紹介を終わります。

◎仮議席の指定

○議長（津田 修君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○議長（津田 修君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（津田 修君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第128号

令和4年11月30日

組合議会議長 津田 修 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤 茂

令和4年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和4年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和4年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

報告第 6号 処分事件報告について

議案第 8号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 9号 工事請負契約の締結について

議案第10号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第3号)

認定第 1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(津田 修君) 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る11月24日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堀江健一君。

〔議会運営委員会委員長 堀江健一君登壇〕

○議会運営委員会委員長(堀江健一君) 改めまして、おはようございます。報告に先立ちまして、今般桜川市議会議員の改選に伴いまして、新たに桜川市から小高友徳議員、潮田新正議員が議会運営委員会に選任されております。また、空席となっておりました議会運営委員会の副委員長には、桜川市の潮田新正議員が選任されましたので、ここにご報告申し上げます。

それでは、令和4年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る11月24日、議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議事日程における日程第1は、議席の指定についてであります。

次に、日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

次に、日程第3は、一般質問であります。

次に、日程第4は、報告第6号 処分事件報告についてであります。

次に、日程第5は、議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

次に、日程第6は、議案第9号 工事請負契約の締結についてであります。

日程第7は、議案第10号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）であります。

次に、日程第8は、認定第1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてであります。

次に、日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては皆様方の特段のご協力をお願い申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（津田 修君） ありがとうございます。

以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（津田 修君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定についてであります。

今般、組合議員になられた方々の議席につきましては、組合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読いたさせます。

須藤事務局次長、お願いいたします。

○事務局次長兼きぬ聖苑場長（須藤正明君） 議席を朗読いたします。

1番議席に仁平 実議員、2番議席に風野和視議員、9番議席に小高友徳議員、10番議席に潮田新正議員、11番議席に林 悦子議員。

以上でございます。

○議長（津田 修君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（津田 修君） 次に、会議規則第73条の規定により会議録署名に、1番、仁平 実君、19番、立川博敏君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（津田 修君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎管理者の招集挨拶

○議長（津田 修君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
須藤管理者、お願いします。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） おはようございます。令和4年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多用のところ本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、このたび桜川市議会議員の改選により組合議員となりました仁平 実議員、風野和視議員、小高友徳議員、潮田新正義員、林 悦子議員におかれましては、今後とも当組合の発展にご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、この秋に様々な規制が緩和されたことにより、ウィズコロナの段階に入ったと言われておりますが、冬を迎え、第8波に対する警戒も呼びかけられておりますので、引き続き油断することなく、組合一丸となって事業を進めてまいり所存でございます。構成3市の皆様には、この場をお借りいたしまして改めてご協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、組合の事務事業についてご報告申し上げます。まず、筑西遊湯館の利用状況でございますが、令和4年10月末時点の利用者数は10万241人で、前年同期と比較すると3万8,473人、約62%増加しております。今年度は、これまで新型コロナ感染拡大防止対策としての臨時休館もなく、10月末時点で営業日数が昨年より58日増えていることに加え、1日当たりの利用人数も昨年と同じ時期より約1割強増えており、感染を警戒して利用を控えていた方々が戻りつつあるものと思われまいます。今後も感染動向を注視し、あけの元気館との連携も図りながら、適切な運営に努めてまいります。

また、現在環境センターの基幹的設備改良工事により、熱源である蒸気の供給が停止しているため、筑西遊湯館は12月6日まで26日間の長期にわたり休館させていただいておりますが、この機会を利用して、営業中は難しい空調機器の更新などを集中的に行っております。今後もよりよい憩いの場を提供できるよう、施設の維持管理に努めてまいります。

次に、県西総合公園でございますが、10月末時点の来園者数は18万2,106人で、前年度同期より8%の増加となっております。これも新型コロナ感染拡大防止対策の利用制限がなくなったことによる増加であるものと思われまいます。また、今年度中には、設置者である茨城県の事業として、テニスコートの人工芝張り替え等が予定されており、今後も利用者の皆様が安心して快適にご利用いただけるよう、適切な管理に努めてまいります。

次に、環境センターでございます。し尿処理施設につきましては、今年4月から包括運転維持管理業務委託を開始いたしました。専門業者により、これまで順調に業務が遂行されております。ごみ処理施設につきましては、3基ある焼却炉のうち3号炉の基幹的設備改良工事が行われており、大型設

備の更新が順調に進んでおります。残る2基の運転管理につきましては、現在社会情勢に伴い、資材調達価格が高騰しており、対策に苦慮しておりますが、関係各位のご協力をいただきながら業務を遂行しているところでございます。

また、例年10月中旬に約1週間、発電施設の法定点検のため、全ての焼却炉を停止しておりましたが、今年度については基幹的設備改良工事との兼ね合いから、11月11日から12月6日まで、26日間の長期にわたり焼却炉を停止しております。この間も圏域住民の皆様の生活を支える基幹施設であることを認識し、ごみの受入れに万全の体制を整えて対処しているところでございます。

次に、きぬ聖苑でございますが、火葬件数は近年増加傾向にあり、本年度も10月末時点で昨年度を上回る件数となっております。これに加え季節的な増加もあるため、11月から3月まで1日の受入れ枠を1件増やして対応しております。また、斎場利用件数につきましては、前年度より約52%増加しており、これも新型コロナ感染防止対策の利用制限が緩和されたためと思われます。今後も個人の尊厳を重んじて、ご遺族や会葬者の心情に配慮した質の高い運営を目指し、計画的な施設の改善、整備を行ってまいります。

次に、消防関係でございますが、火災、救急等の出場状況につきましては、令和4年10月末時点における広域圏内の火災は38件、前年度同期と比較して5件の増加であり、そのうち建物火災は20件と、こちらも前年度より5件の増加となっております。また、救急出場件数は5,649件で、前年度より795件増加しており、1日当たりの平均で26.3件となっております。また、国の基準に基づく特殊装備を施した消防隊、いわゆる救助隊の出場は、10月末時点で95件あり、前年度同期と比較して8件増加しております。このように、近年人命に関わる事故や火災は増加傾向にあるため、その予防や抑制を図ることを目的に、ホームページや広報紙、さらに各種防火、防災訓練において火災予防や救急車の適正利用に関する積極的な広報活動を推進してまいります。

また、本年度は災害活動時の隊連携活動強化の一環として、IP携帯無線機及び携帯無線機通信接続装置を導入いたしました。これにより携帯電話の通信範囲であれば、国内どこでも通信が可能となり、筑西広域管内での活動のみならず、救急消防援助隊などの広域的活動における通信強化につながります。さらに消防無線不感地帯である山間地域やトンネル内での通信障害も解消できるため、消防活動の向上に大きく貢献しております。

桜川消防署庁舎建設事業につきましては、これまで多くの関係者のご理解、ご協力の下、鋭意推進してまいりましたが、去る9月15日には一般競争入札が行われ、建設請負業者と仮契約を締結することができました。令和6年夏の竣工を目指して、本日は当工事の請負契約締結についてご審議をいただきたいと存じます。

最後になりますが、今定例会の提出案件について申し上げます。処分事件報告、人事案件、工事契約、補正予算が各1件、さらに令和3年度決算認定の合わせて5件でございます。議案等の内容及び提案理由などは各担当がご説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げ、

私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎一般質問

○議長（津田 修君） 次に、日程第3、一般質問であります。

この際、申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、時間を短縮し、一般質問についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内、質問回数は一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いをいたします。

また、議案質疑については、総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、通告に従い発言を許します。

3番、石嶋 巖君。

〔3番 石嶋 巖君登壇〕

○3番（石嶋 巖君） 3番、石嶋 巖、一般質問を行います。

先ほど協議会で令和3年度の主要施策の成果説明書の説明をいただきました。29ページで救急業務がありますが、この中で私は前年、令和2年と比較しまして、1日当たり約23件ということですが、令和2年度は21件で2件増えています。それと、住民約24.5人に1人がというところが、前年度では26.6人ということで、やはりこれも救急搬送が増えている。ドクターヘリ要請事案も93件から138件に増えております。ドクターカー要請も25件から27件に増えており、救急業務が広域市民の皆さんの命と健康に大きな役割を果たしているというのがうかがい知ることができます。

そうした中で、救急搬送困難事案について伺います。この困難事案が起きている現状について、まずお伺いいたします。

○議長（津田 修君） それでは、お答えを願います。

石嶋 巖君の質問に答弁を願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 消防長の内田でございます。石嶋議員のご質問に答弁させていただきます。

総務省消防庁の定義でございますけれども、救急搬送困難事案とは救急隊からの医療機関への受入れ問合せ件数が4回以上、かつ現場滞在時間が30分以上の救急事案とされております。現状でございますけれども、筑西広域消防管内での令和4年4月から10月までの救急出場件数は5,649件でございます。その中で約4.1%にあたる236件が救急搬送困難事案に該当している状況でございます。また、管轄別の件数でございますけれども、筑西消防署管内が145件、結城消防署管轄が26件、桜川消防署管轄が65件となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） かなりの救急搬送事案が出て、本当に困難な業務に携わっているということがうかがい知れます。

そうした中で、こういった事案が発生する原因についてどのように分析されているか、お伺いいたします。

○議長（津田 修君） 内田消防長、お願いします。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 原因につきましては、様々なことが考えられると思っております。

まず、搬送困難事案の原因といたしまして、これは医療機関の受入れ体制によるものが大きいところでございますけれども、救急出場件数の増加も一因であると考えております。本年4月から10月までと、昨年同時期の救急件数を比較しますと795件の増加となっている状況でございます。医療機関において救急車を同時に複数台受け入れるということは実質困難でございます、救急出動が重複することで2台目以降の救急車は他の医療機関への搬送を余儀なくされることとなります。これが問合せ件数の増加、現場滞在時間の延伸につながっている場合があると考えております。

また、新型コロナウイルスの影響によりまして、発熱を伴う傷病者は感染の疑いがあるということから、搬送先がなかなか決定しないということも原因の一つでございます。さらにコロナ関係ですけれども、医療機関内で入院患者や病院スタッフ、この中で新型コロナウイルスの陽性者が確認されますと、一定期間救急の受入れを制限せざるを得ないという状況があったことも挙げられると考えております。それ以外で考えますと、例えば透析をされている方であったり、精神疾患がある方など、特に夜間の時間帯における専門性の高い疾患の場合も搬送困難事案となる場合がございます。一方で、命に関わる緊急性の高い傷病者につきましては、三次医療機関への速やかな搬送やドクターヘリ、ドクターカーを要請するなど、早期搬送に努めている状況でございます。

以上でございます。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 分かりやすい答弁であります。今コロナの影響という答弁がありましたが、一般の救急患者、それとコロナの疑いのある救急患者に対してはどのように対応されているのか、お伺いいたします。

○議長（津田 修君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） これは、救急隊の対応ということでよろしいでしょうか。一般の救急で先ほど言いました発熱等のコロナの情報がない場合に関しましては、通常の感染防止対策で出場している状況でございます。また、通報時に発熱の情報がある、もしくはコロナ感染の疑い、経緯があるという患者の要請に対しましては、フル装備の感染対策を実施しまして、ゴーグル、ガウン、マスク、上下の感染防止衣を着用して出場して対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 本当に新型コロナウイルス、大変厄介なウイルスであります。

そうした中で、現状と原因、お伺いいたしましたが、実際携わっていらっしゃる現場から解決方法についてあればお伺いいたします。

○議長（津田 修君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 答弁申し上げます。

解決方法でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、医療機関によるということも大きい状況ではございますけれども、筑西広域のメディカルコントロール協議会の構成医療機関において搬送困難事案、これを共有し、検証していくとともに、広域圏外の医療機関や保健所など、各関係機関とも良好な関係を築き、受入れ体制の強化を図ってまいりたいと思っております。また、救急車の適正利用につきましても、救急講習会などで説明を実施したり、ホームページや広報紙の掲載、ポスターの掲示などで市民の方々への広報を実施してまいりたいと思っております。また、現在も実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。環境センターについてです。一般廃棄物処理の現状について、①が収集運搬、②が中間処理、③、最終処分とありますが、これについてお伺いいたします。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 事務局長の早瀬です。よろしく申し上げます。石嶋議員さんの質問に答弁いたします。

まず、一般廃棄物、これらの処理の現状についてでございますが、日常生活で発生したごみにつきましては、構成3市から委託されている収集車により、曜日ごとに地域のごみ集積所より可燃物、不燃物を収集し、環境センターへと搬入されております。また、量は少ないものの、一般の方からの直接搬入もございます。その後、可燃物につきましてはそのまま焼却処理、不燃物につきましては手作業によりリサイクルに回すもの、また破砕処理をしてから焼却処理するものといった選別を行い、さらに焼却灰を溶融することで容積を減らしておるところでございます。そして、中間処理施設として環境センターにおいて現状可能な限り適切な処分を行った後、最終処分場に搬入し、埋立て処理をしているところでございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 流れは分かりました。その流れを市民の方に、たまたまごみを出す日でお会

いして、この集積所にごみを出して、この先どこへ行くか分かりますかと聞いたら、環境センターへ行くのでしょうか。では、その先はと聞いたら、その先までは考えていなかったということで、そういう意味で一般市民の方の認識として、収集所までの認識ではなくて、それが搬送されて、中間処理されて、最終処分される。そうした一連の流れの理解を深めるということが必要だなというふうに感じました。

それで、(2) 番なのですが、これもやはり聞きましたら、分別できていない不適排出物、これの混入を防ぐためにはということでお聞きしたいのですが、聞きましたら春には文鎮が可燃物と一緒に出されて、文鎮がかなり排出というか、ごみとして出されるということで、そういうお話も伺いました。以前に環境センターに見学に行きました。そして、丁寧な説明を受けて、剣道の面まで出てきたというお話を伺って、不燃物の混入を防ぐ手だて、これがやはり大事なかなというふうに思ったわけです。この混入を防ぐための取組としてどういう取組をしているのか、お伺いいたします。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長、お願いします。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁させていただきます。

まず、分別できておらない不適排出物の混入ということなのですが、さきに申し上げましたとおり、当環境センターは搬入されたごみの中間処理を行う施設でございます。混入を未然に防ぐということは困難であるために、あまりにもひどいごみが搬入された場合、これは該当する市に連絡し、状況の報告、また委託業者に対する指導等をお願いしているのが現状でございます。また、環境センターにおきましても、その場で直接指導等の対応はしておるところです。

参考までになってしまうのですが、この不適排出物なのですが、昨年8月なのですが、ガラスウール、こちらが投入されてしまいまして、この際炉は停止しなかったものの、そのガラスウールを取り出すまで約半日間、ごみの投入ができなかったという事実もございます。こういった案件が年に数回。また、今までで一番ひどい案件だったのが、10年近く前になるのですが、鉄の扉、1,800の900、一般的な家の鉄の扉ですね、それをそのまま投入されてしまいまして、その際には炉の底の部分で燃焼させるストーカというものがあるのですが、ストーカのレールがかみ込んでしまって動かなくなったと、こういった重大案件もありました。

以上です。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） そういう意味で、やはり各自治体と広域間のコミュニケーションが本当に大事な、大切なことというふうに思います。そういう意味での自治体とのコミュニケーション、現場から今答弁がありましたような、そういう炉を止めるような不適排出物が出ているということでの現場からのフィードバックなんかはどのようにしているのか、お伺いいたします。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

各自治体とのコミュニケーションについては、情報提供や情報交換の場としまして関係市一般廃棄物担当課長会議を開催し、ごみの搬入状況、処理状況、また施設の管理運営状況、またその時々で抱えている問題について協議してございます。開催実績なのですが、昨年度は6月24日、11月24日の2回、今年度も6月21日に開催してございます。また、関係市より問題相談等の連絡があった場合には随時対応しております。ただ、そういったことをする中で、やはり不適切なごみの搬入というのは自治体によってかなり多い自治体さん、少ない自治体さんあるので、そういった構成市さんでかなりお力をお借りしないと進まない部分があると実感しているところでございます。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） そういう意味でのコミュニケーションを強めていくということが、今答弁を伺って強く感じました。

次に、この清掃事業への市民参加についてお伺いいたします。これもまた見学に行きましたら、小学生の子供たちの感想文とかいろいろ絵なんか貼ってありまして、子供から教育する、そうした取組が本当に大事ななというふうに考えるものです。そういう意味での子供たちも含めた市民参加について伺います。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁します。

当環境センターでは、議員さんがおっしゃったとおり、多くの施設見学を受け入れております。まず、見学の内容ですが、環境センターのことを分かりやすく紹介したDVD、こちらを約20分ご覧いただいた後、担当職員が説明及び質疑等に回答しながら施設内を見学する内容のもので、約90分のワークコースとなっております。見学の受入れ実績につきましては、令和3年度で構成市の小学校23校、生徒数、引率教員数を合わせて907名、また一般の方ですと3組48名、令和4年度につきましては11月末現在で小学校が29校、生徒数、引率教員を合わせ1,002名、一般の方ですと2組47名の方々が訪れられているところでございます。また、12月には、筑西市から自治会連合会で約25名、また来年の2月、結城市から市民環境講座で約33名の見学予約が入っている状況でございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） そういう意味で、子供から一般から自治会を含めた取組が本当に大事ななというふうに思います。やはり先ほども言いましたけれども、ごみ集積所にごみを出して、それで終わりというのではなくて、それがどのように処分されていくのかというふうに考えられる市民を育てていくことが本当に大事ななというふうに思います。

5番の焼却灰の資源化は、成果説明書、これがありますので、割愛させていただきます。

次に、県西運動公園について質問いたします。この成果説明書でも参加人数がありますが、こども広場の利用なのですが、これは無料なものですから、参加人数の把握が難しいかと思いますが、分か

る範囲で結構ですので、利用状況についてお尋ねいたします。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

先ほど議員さんもおっしゃいましたとおり、こども広場なのですが、予約や申請が不要なことから正確な数字は把握しておりません。しかしながら、駐車場、こちらの駐車状況や利用者が大体1回で利用する平均時間、こういったものを掛け合わせますと、大体休日で1日当たり1,000人程度の利用があるのではないかと推測できます。

以上です。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） この成果説明書9ページにもありますが、コロナ禍におけるストレス発散を目的とした利用者が多く訪れたというふうに書いてありますが、まさにそのとおりだと思います。

こども広場の管理について、除草されて、本当にきれいなこども広場になっておりまして、この除草と防虫対策についてお伺いいたします。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

県西総合公園の植栽管理につきましては、園内を6つの工区に分けて管理をしているところでございます。そして、こども場周辺の除草につきましては年に3回の肩かけ、自走式、乗用草刈り機での除草を実施しております。また、芝生の管理と害虫駆除につきましては、必要に応じ薬剤の使用をしております。なお、薬剤の散布につきましては、利用者の安全面を最優先とさせていただき、休園日に実施しているところでございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 薬剤も休園日に使用しているという答弁がありました。その薬剤なのですが、ネオニコチノイドが含まれている薬剤かどうか、伺います。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 使用している薬剤なのですが、除草剤についてはラウンドアップ及びバスタを使用しております。殺虫剤についてはトレボン乳剤、こちらを使用しているところでございます。

○議長（津田 修君） 3番、石嶋 巖君。

○3番（石嶋 巖君） 今答弁にありましたけれども、除草でラウンドアップを使っているということなのですが、ラウンドアップはグリホサートが含まれておりまして、ヨーロッパでは使用禁止になっている除草剤なのです。そういう意味で、この除草剤のグリホサートの含まない除草剤の使用を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（津田 修君） 続きまして、12番、榎戸甲子夫君。

〔12番 榎戸甲子夫君登壇〕

○12番（榎戸甲子夫君） 12番、榎戸でございます。では、早速通告に従いまして質問に入ります。

10月8日の茨城新聞にこのようなごみ焼却に関する記事が載っておりました。これは、ごみ焼却発電利用つくば市でスタート。茨城県内で初めての取組だそうでございます。これを目にしましたときに、つくば市でもそれ相当の焼却炉がございまして、このように賛辞を受けるような記事になったわけではありますが、では我々構成3市で運営している環境センターがいかほどのものか。我々の一つの誇りでもありますし、言わばつくば市に対抗するわけではありませんが、再認識もしたいと思いますし、我々議員の話題の中にもこういう話題が出たときには、いかに環境センターのメリットといたしますか、すばらしさというものを我々は市民に流布しなければならないということも考えているわけでありまして、環境センターのメリット等のご説明をまずはいただきたいと思っております。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長、お願いします。

○事務局長（早瀬道生君） 議員さんのご質問なのですが、環境センターの発電利用や発熱利用、そういった部分のことと、あと新聞掲載はサステナスクエアだと思いますので、これらとの比較ということで答弁させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

そうしますと、まず発電利用についてです。環境センターの焼却処理能力、こちらは1日当たり80トンの炉が3炉ありまして240トン、つくばサステナスクエアの場合ですと日当たり125トン、この炉が3炉で375トンとなっております。また、発電能力につきましては、環境センターが最大3,800キロワット、それに対しましてつくばサステナスクエアは3,400キロワットとなっております。また、当環境センターでは、発電した電気をごみ処理施設やリサイクルプラザ、灰溶融施設、し尿処理施設で使用し、余った電気は契約している電力会社に売電しておるところでありまして、令和3年度につきましては4,731万6,612円の収入を得ているというところがございます。

続きまして、ごみを燃焼したときに出る発生熱の利用についてでございます。環境センター、こちら平成15年の稼働当初より発熱利用の一環としまして蒸気タービンによる発電を行っている。このことについては先ほども述べましたが、そのほか廃熱利用の一環としましてその蒸気をパイプラインで送気し、温浴施設の熱源として筑西遊湯館、こちらを運営しております。遊湯館については、コロナ禍前には例年20万人超の利用がございました。こういった廃熱利用で温浴施設というのは、つくばでは行われてはございません。

また、その他の部分なのですが、当環境センターでは焼却灰を灰溶融処理する施設がございます。説明いたしますと、焼却灰を1,300度以上の高温で溶かし、その後急冷することによってガラス固化したスラグを生成するといったものなのですが、このスラグ、全体は全量が1トン当たり100円で売却してございます。この売却したスラグについてはアスファルト骨材やコンクリート二次製品、こちらの骨材に利用されているという状況でございます。

答弁については以上です。

○議長（津田 修君） 12番、榎戸甲子夫君。

○12番（榎戸甲子夫君） おおむね今ご答弁いただきまして、再度確認ができたわけで、我々の環境センターもすばらしいセンターであると。

そこで、前回私一般質問の中に少しばかり言葉を発しましたが、いわゆる燃焼炉3炉をローテーションを組んで、なるべく一度に故障が発生しないようにという質問をした記憶がございます。しかしながら、いざ、燃焼炉そのものが苛酷な耐熱でありますから、まして金属ですからいつかは壊れるということもあるのですが、ただそこで気になるのは、この年間維持経費です。年間維持経費が約2億だというふうに聞いております。それでいいのですか。環境センターの維持経費、私の情報違いですか。年間維持費どのくらいかかっています。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 答弁いたします。

年間維持経費なのですが、決算額でいきますと令和3年度、し尿処理施設で5億7,160万6,709円、ごみ処理施設で21億8,511万1,988円で、合計ですと27億5,671万8,697円となっております。

○議長（津田 修君） 12番、榎戸甲子夫君。

○12番（榎戸甲子夫君） 環境センター創業当時、たまたま私もこの事務組合の担当議員でございまして、あちらにおられる早瀬議員もそうでした。その最初のご説明は、約20年はもつと。今回若干年数が足らなく、今回3炉ともストップしてしまって、市長のご挨拶にもございましたが、鋭意努力をして、その復活に向かっているわけです。

そこで、年間維持経費をかけながらも、いつか壊れるのは分かっています。しかし、その改修と故障する期間、命を長く延ばすための努力は必要だと思うのです。つまり今の担当者が何人いるか、後ほど聞きますが、この焼却炉、我々の生活とともにあるわけで、未来永劫続くというふうに考えるならば、そろそろ専門職をもちろん外部委託のメンテナンス業者ではなくて、環境センター内に専門性の高い、あるいはそういった技術者を育てるとか、そういう考えがあるかどうか、管理者どうでしょう。

○議長（津田 修君） 須藤管理者、お願いします。

○管理者（須藤 茂君） 今議員さんおっしゃったように、プラントメーカー等の専門的な知識、丁々発止やり合うそういう専門職というのは、私はぜひ必要であると考えているところでございます。おっしゃるとおりでございます。詳しくは今担当に説明させます。

○議長（津田 修君） 次に、早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） ご質問の専門職についてでございます。

まず、現在の施設の状況でございますけれども、今の環境センターの前の焼却炉ですか、あれから比べますと格段に規模も大きくなり、高機能なものであることから、プラントメーカーによる運転管

理が必要と判断し、それまで組合職員が担当していた技術管理業務を含めて、運転管理業務として委託しているというのが現状でございます。ただ、そういった中で専門技術者の配置、人材育成に関しましては課題であるということ、これは事実です。ただ、そういった反面、環境センターの設備点検、維持補修工事や先を見据えた予防保全計画、こういったものを立案したり実施するためにはかなり高度な専門知識が必要とされますので、プラントメーカーと同等の知識を持つ職員、これを早急に育成することがかなり困難であるという事実もあると、このことについては重く受け止めております。こういった課題を踏まえまして、この職員配置や人材育成については検討すべきであると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 12番、榎戸甲子夫君。

○12番（榎戸甲子夫君） 私が思いますのは、メンテナンス業者というのにおんぶにだっこなわけです。ですから、予算を突きつけられますとそのまま、ましてやほかの支出と違いまして入札がないでしょう。業者の言うとおりに支払っているわけです。それでいいものかというふうに私は疑念が起きるわけです。

それと、専門性の高い技術者を育てるのではなくて、では早急とも言いませんが、専門職のそれに合う、業者と渡り合える技術者を雇ったらどうだというのが私の質問なのです。かなり厳しいという話も聞きましたが、それはどちらの厳しさかは分かりませんが、我々構成3市の予算執行にあたっていかに削減が図れるかというのが私の思いです。我々議会の思いです。であるならば、ましてや職員さん入替えでしょう。事務組合の職員は50人いませんね。30人ぐらいでしょう。その方を常に3、4年で交代しているわけです。ですから、環境センターにおいて10年定着してお勤めになっている方はいないはずで。ということです。ですから、転職もあるでしょうけれども、持ち場が。だから、私が管理者におっしゃったのは、きちんとした技術者を置いて、それでメンテナンス業者の思うがままにならないということ。そして、寿命が幾らかでも長く延ばせる、そういう不断的努力が必要だというふうに言ったわけでございます。

○議長（津田 修君） 須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 議員さんのおっしゃっていることは全くそのとおりだと思います。よくいわんとしていることは分かります。

今お願いしているところは、見積り、その他もしっかり精査して、これは高いのではないかと、丁々発止いろいろとやっておりますけれども、実は本当に専門になったときになかなか知識を持っていないとやり込められる事案もあるわけでございますので、おっしゃっていることはよく分かりますので、今すぐというわけにはいきませんが、おっしゃっている提案をしっかりと受け止めて、丁々発止できる専門職というのをも今後考えていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（津田 修君） 12番、榎戸甲子夫君。

○12番（榎戸甲子夫君） 先ほど局長が、10年ぐらい前に鉄板の扉を捨てられたと。今はそれがないように、焼却炉に、主にダンプでしょうけれども、廃棄する場合には監督する職員がいるのですか。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） そのとおりでございます。現在はパッカー車からごみを開けるときに、それを見て監視をする職員を配置してございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 12番、榎戸甲子夫君。

○12番（榎戸甲子夫君） 今年の4月から、私は非常に評価をしたのですが、今年の3月まで、特に罹災された、火災に遭われた材木等の焼却にちょっと今までの不手際とは失礼ですが、不備がございまして、実は私の近場とか親戚で火災がありまして、3月。そこで罹災された方の残骸を処分するのに、今年の3月までは木材の場合には太さが10センチ以内、長さが2メートル。そうしますと、住宅とか建物はそういう10センチ以内で2メートルというのではないわけで、それを罹災された方は細かく切って、それで焼却場に持っていかなければならなかった。しかし、それにたまたま遭遇したわけで、それをお尋ねしましたところ、太さは何ぼでもいい。太さは制限ない。長さは3メートルまでオーケーという、そのように改革してくれました。これは大変ありがたいというふうに私は評価したいというふうに思っております。

次の質問は、通告にはなかったのですが、先ほどの説明、債務負担行為の説明があったので、あえて質問しなかったのですが、この場をお借りして質問したいと思いますのですが、よろしいですか。いいですよ。通告はなくても通告したのも同じでしょう、先ほど。意見を先ほど質疑にかけないで、あえて一般質問に関連していますので、質問したいと思います。よろしいですね。

では、債務負担行為第2表、番号28番、29番、説明ではこの値上げはコロナ禍による燃料等の値上げによるというふうに説明あったかと思えます。そうしますと、1番から36番までございますが、特に28番と29番につきましては植栽管理業務委託110万円、庁舎清掃業務委託83万6,000円、これはダイレクトに燃料値上げに影響されますか。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） これ全員協議会の早瀬の説明が、まず補正予算で値上げの部分については遊湯館と消防のほうの燃料費の増額という形で説明しまして、こちらについてはそれは反映されてございません。あくまでもこれは債務負担行為としてお願いするものの中身となってございますので、燃料の値上げとか、そういったものというのは前年同額になってございます。

○議長（津田 修君） 12番、榎戸甲子夫君。

○12番（榎戸甲子夫君） では、私の聞き違いですか。最初の説明、債務負担行為、その中に私の勘違いですか。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） 全協の広瀬の説明が、たしかまずこの補正予算につきましては、昨今の円安及びウクライナ情勢の悪化に伴う燃料費等の高騰により、筑西遊湯館電気料の増額補正及び消防本部燃料費の増額補正をお願いするものと、ここで1回切りまして、それと併せまして、次年度からの債務負担行為の設定と、このような説明をしていると考えてございます。

○議長（津田 修君） 12番、榎戸甲子夫君。

○12番（榎戸甲子夫君） 大変紛らわしいと思うのです。冒頭の説明が、このコロナ禍によるいろいろなものが値上がりしていますし、まして燃料となるとダイレクトなダメージを受けるわけですから。でも、その中でそういう説明をまずは頭に入れて拝見しますと、清掃業務とか植栽管理業務にそれほど補正で値上げをするほどのものがあるのかというふうに私は感じたのです。ですから、コロナ禍になって、全てのものが値上げになるから、私の感覚では便乗値上げかと思ったのです。その辺のところをきちんと監視して、これ外部委託ですから、清掃業者とか植栽管理業者にその辺のことをきちんと対応、応対して、値上げするのか、それをお聞きしたいわけです。

○議長（津田 修君） 早瀬事務局長。

○事務局長（早瀬道生君） まず、説明がちょっと舌足らずな部分がありまして、これについては申し訳ございませんでした。

それで、議員さんご質問の植栽管理等の業務なのですが、次年度の予算編成していく中で電気料や燃料費、こういった部分についてはやはり高騰部分を見込んでおりますけれども、その他の委託についてはそういった部分は可能な限り努力していただけないかというふうなお願いをして、値上げについてはほぼない状況、令和4年度と同額に違い金額で積み上げてございます。

以上です。

○議長（津田 修君） 12番、榎戸甲子夫君。

○12番（榎戸甲子夫君） 最近、各行政庁舎内でお昼休みに節電をして食事をするということがなくなりました。かつて私が目撃したのは、広域事務組合に行きましたときに、ちょうどお昼時にかかったのです。広域事務組合の事務所というのは東のひさしが出ておりまして、日差しが入りません。西側は吹き抜けがあった先にガラスがありますので、直接入りません。その薄暗い中でたまたま雨の日だった。薄暗いわけです。その中で食事をしていたのです。今の局長ではありませんけれども、もう10年ぐらい前です。そういう思いは何かと言えば、もちろん庁舎もそうでした。昼休みに電気を消して節電して、幾らかでも予算減らしに貢献しているのだと、我々は。というふうな姿勢を見せておりました。そういう思いは、局長、広瀬さん、こういう外部委託の業者と予算折衝するときに、そういう思いがあればこそ努力が必要ではないでしょうか。それをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（津田 修君） 以上で一般質問を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第4、報告第6号 処分事件報告についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 報告第6号 処分事件報告について。筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正。

報告第6号 処分事件報告について説明させていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例です。この条例改正は、令和4年10月1日、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うとともに、当組合の非常勤職員と国の非常勤職員との間に権衡を失しないようにするため、令和4年9月30日、専決処分により所要の改正を行ったものでございます。構成3市におかれましては、結城市、筑西市が9月22日議会定例会、桜川市が9月29日議会臨時会において同条例改正を上程し、可決されております。

改正の概要については、非常勤職員の産後パパ育休取得のための要件緩和及び非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化となります。改正文の詳細説明でございますが、上位法改正に伴っての条文整備となっておりますので、割愛させていただきますと存じます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、採決いたします。

報告第1号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第5、議案第8号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、林 悦子君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席を願います。

〔11番 林 悦子君退場〕

○議長（津田 修君） それでは、説明を求めます。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 議案第8号であります。監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

当組合監査委員として、組合同約第15条第2項の規定により、下記の議員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、

住 所 桜川市真壁町古城56番地。

氏 名 林 悦子 議員。

生年月日 昭和31年6月14日生まれでございます。

本議案は、任期満了となっております当組合の監査委員につき、林 悦子議員を選任することについて議会の同意をお願いするものでございます。

参考といたしまして、裏面には略歴を載せておりますので、ご参照願います。

以上でございます。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（津田 修君） 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。林 悦子君を監査委員に選任することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、林 悦子君が監査委員に選任されました。

林 悦子君の除斥を解きます。

〔11番 林 悦子君入場〕

◎監査委員就任の挨拶

○議長(津田 修君) ただいま監査委員に選任されました林 悦子君のご挨拶をお願いいたします。
〔11番 林 悦子君登壇〕

○11番(林 悦子君) ただいま監査委員に、皆さんからのご同意を得ました林 悦子と申します。5年目の続投ということになるわけで、社会情勢とともにこの組合もちょうど過渡期を迎えているという認識を持っております。皆様のご協力をいただきながら、一生懸命粉骨砕身この地域のために頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(津田 修君) 次に、日程第6、議案第9号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

内田消防長。

〔消防本部消防長 内田昭彦君登壇〕

○消防本部消防長(内田昭彦君) 消防本部消防長の内田でございます。議案第9号 工事請負契約の締結についてご説明します。

桜川消防署における工事請負契約について、下記により契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、桜川消防署庁舎建設工事。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額、17億1,050万円。

4、契約の相手方、株木・常陸特定建設工事共同企業体。代表構成員、水戸市吉沢町311番地1、株木建設株式会社茨城本店、専務執行役員本店長、黒江俊郎。構成員、筑西市蓬田350番地4、株式会社常陸建設、代表取締役、飯島賢一でございます。

本事業は、老朽化が著しい桜川消防署と東日本大震災で被災後、プレハブ仮庁舎で運用している大和分署の現状を早期に改善し、増加する救急出場や多様化する各種災害に的確に対応するため、大和分署を統合し、人員と車両を集約させた筑西広域東部地区の新たな防災拠点を建設することとしております。

それでは、参考資料に沿いまして、桜川消防署庁舎建設工事の概要についてご説明させていただきます。参考資料1ページをお開き願います。工事場所は、桜川市楸田字合ノ田604番地1の一部、605番1、606番の一部、633番1、桜川市岩瀬字若宮455番1でございます。工期は、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和6年5月31日まででございます。なお、工事の請負契約につきましては、令和4年

9月15日に開札、同9月16日に仮契約を締結しております。

建物概要について説明させていただきます。敷地面積は1万3,582.59平方メートルでございます。構造、規模についてですが、消防庁舎はプレキャスト・プレストレスト造一部鉄骨造、壁式鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積3,016.67平方メートル。独立訓練棟が、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建て、延べ面積303.53平方メートル。サイクルポートが延べ面積11.27平方メートル。合わせまして、合計延べ面積3,331.47平方メートルでございます。

次に、2ページが鳥瞰図、3ページが外観、内観図でございますので、参考にさせていただきたいと存じます。

続きまして、4ページをお開き願います。1階の平面図でございます。庁舎1階には事務室、車庫、展示コーナー、防火衣着装室などの主要居室のほか、署長室、受付、会議室、火災原因調査室などの執務スペースを整備いたします。また、災害活動をバックアップするための空気ボンベ充填室、救急消毒室、防火衣洗濯乾燥室、各種資機材倉庫を整備いたします。

続きまして、5ページをお開き願います。2階の平面図でございます。2階には、多目的ホール、トレーニング室兼救急訓練室、仮眠室、休憩スペースなどの主要居室のほか、男女洗面室、浴室、リネン室を整備いたします。特に仮眠室に関しましては、職員のプライバシーへの配慮や感染症拡大防止の感染から個室の仮眠室といたします。また、女性職員スペースを配置し、女性職員が働きやすい環境を整備いたします。

続きまして、6ページをお開き願います。訓練施設でございます。独立訓練棟につきましては、基本的な消防活動訓練はもちろんのこと、山間部を多く管轄する桜川市の災害特性に対応するため、山肌を再現した傾斜壁での山岳救助訓練施設など、高度な訓練が可能な施設を整備いたします。また、もう一つの訓練施設といたしまして、ユニット型移動式訓練施設を導入いたします。この訓練施設は、消防大学校や全国の消防学校に導入が進んでいる施設でございます。一般家屋をイメージし、建物下部に取り付けられたローラーによって人力で自由に移動することが可能であり、訓練棟と併用することによって住宅密集地火災などの活動訓練ができる施設でございます。

続きまして、7ページをお開き願います。その他の附帯施設でございます。敷地内には、屋外訓練場や運転技術訓練場を整備し、職員のみならず、消防団員の訓練にも活用できる環境を整備いたします。また、飲料水兼用防火水槽、非常用自家発電施設及びヘリポートを整備し、大規模災害時にも業務を継続できる体制を構築いたします。敷地南側につきましては、桜川市岩瀬福祉センターの臨時駐車場として、桜川市において整備いたしますが、有事の際には緊急消防援助隊の集結場所や住民の一時避難場所として桜川市と広域消防で共同利用することとしております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 異議なしと認め、採決いたします。

議案第9号 工事請負契約の締結について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第7、議案第10号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 議案第10号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）。

令和4年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,176万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億3,550万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区別及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

この補正予算につきましては、昨今の円安及びウクライナ情勢の悪化に伴う燃料費等の高騰により、筑西遊湯館電気料増額補正及び消防本部燃料費の増額補正をお願いするものです。財源については、繰越金の増額で対応となっております。また、この増額補正と別に次年度からの債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

6ページ、7ページをお開き下さい。第2表、債務負担行為の設定です。令和5年度以降の委託等の業務のうち、事前に契約等の事務処理を行う必要があります36の業務について債務負担行為の設定

をお願いするものです。まず、1、水質分析業務委託、2、管内定期清掃業務委託は、筑西遊湯館の案件で、期間については令和5年度、限度額は2本の合計が464万9,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。

3番から10番が県西総合公園の案件で、そのうち3から8は植栽管理業務委託で、期間、令和5年度、限度額6本の合計が1,149万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。9番、夜間及び年末年始受付業務委託、10番、クラブハウス内及び貯水槽清掃業務委託で、こちら期間が令和5年度、限度額、2本の合計額が421万3,000円に地方消費税額及び消費税額を加算した額の範囲内。

11番が、包括運転維持管理業務委託で、期間は令和5年度から令和8年度、限度額は5億6,420万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。これについては、し尿処理施設の業務委託となっております。

また、12から32番までは環境センターの案件でして、12から26までがごみ処理施設の工業薬品購入、期間が5年度、14本の限度額は合計で1億6,650万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。27番、事業系透明ごみ袋作成業務、28番、植栽管理業務委託、29番、庁舎清掃業務委託、30番、水質分析業務委託、31番、ダイオキシン類及び環境測定業務委託、32番、ごみ組成及び主灰ほか各分析業務委託は、期間、令和5年度、限度額、6本の合計1,387万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。

33番、植栽管理及び高木強剪定、34番、管内清掃業務委託はきぬ聖苑の案件でして、期間、令和5年度、限度額、2本の合計515万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。

35番、植栽管理業務委託、36番、除細動パッド購入は消防本部の案件でして、期間は令和5年度、限度額、2本の合計281万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内。

以上の36本の業務に対して、まず債務負担行為の設定をお願いするものとなっております。

続きまして、12ページ、13ページをお開き下さい。款6項1目1繰越金1,176万9,000円の増額は、歳出の筑西遊湯館費及び消防総務費の電気料及び燃料費増額の財源として増額するものでございます。

次に、14、15ページをお開き下さい。款2総務費、項1総務管理費、目1筑西遊湯館費819万4,000円の増額です。説明欄、筑西遊湯館管理運営費の需用費の増額となります。燃料費等の高騰に伴い、筑西遊湯館の電気料819万4,000円を増額するものでございます。筑西遊湯館の電気契約事業者、これ特定電気事業者なのですが、こちらが令和4年11月30日で電気事業を撤退するとのことでして、他の事業者を探しておりました。しかしながら、他の事業者が新規の受付をしていなかったことから、電気契約最終約款のとおり、東京電力パワーグリッドと契約することとなり、電気料が上昇する見込みから増額をお願いするものでございます。

続きまして、款5項1消防費、項1消防総務費357万5,000円の増額です。説明欄、消防運営事務費、需用費の増額です。こちらも遊湯館同様に燃料費等の高騰により、車両用燃料代に不足が生じることから、増額をお願いするものとなっております。

説明については以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、採決をいたします。

議案第10号 令和4年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（津田 修君） 次に、日程第8、認定第1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

早瀬事務局長、お願いします。

〔事務局長 早瀬道生君登壇〕

○事務局長（早瀬道生君） 認定第1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算を、監査委員の審査意見をつけて、別冊のとおり議会の認定に付する。

決算の内容については、令和3年度主要施策の成果説明書により説明させていただきたいと存じますので、主要施策の成果説明書をご覧ください。3ページをご覧ください。第1表、決算報告でございます。一般会計歳入69億884万7,662円、歳出65億2,031万8,691円となっており、歳入歳出差引額は3億8,852万8,971円でございます。合計欄についても同額となっております。

前年度比については、第2表のとおりとなっており、歳入で22億5,033万4,249円、率ですと24.6%の減となります。歳出では、17億8,239万6,877円、21.5%の減となっております。

5ページをご覧ください。令和3年度決算は、上段の収支状況の表3段目、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は3億8,852万8,971円、また翌年度へ繰り越すべき財源として継続費通次繰り越し3,685万749円を差し引いた実質収支額は3億5,167万8,222円となっております。

続きまして、5ページ下段、歳入決算額の表をご覧ください。最下段、歳入合計、決算額69億884万7,662円、予算現額に対しまして1億1,085万2,662円、1.6%の増となりました。歳入決算額の構成比ですが、1の分賦金が67.6%で、広域事務組合が所管する事務事業の性質上、3市の分賦金が組合予算の根幹となっておるところでございます。次いで6の繰越金、こちら12.4%、8の組合債が10.1%、使用料及び手数料5.6%の順となっております。組合独自の収入としましては、2の使用料及び手数料の7の諸収入がありますが、こちら2つを合わせて8.6%という数字となっております。

続きまして、7ページをご覧ください。分賦金についてとなります。ページ上の目的別関係市分賦金決算一覧です。一覧の下段、右端の総合計については46億7,050万4,000円、こちらの内訳としましては結城市11億7,635万2,000円、構成率25.2%、筑西市が24億7,644万円、構成率53%、桜川市が10億1,771万2,000円、21.8%となっております。決算額、予算現額同額であり、収入率は100%となります。

次に、2、使用料及び手数料です。これは、各施設の使用料と衛生手数料及び消防手数料でございます。決算額3億8,745万118円、収入率93.2%、2,811万1,882円の歳入減となりました。この後、8ページから13ページまでは各施設の利用状況及びごみ等の受入れ状況となっております。

続きまして、14ページをご覧ください。ページの下段、(3)、国庫支出金です。環境センターごみ処理施設基幹的設備改良事業及び消防費の消防車両購入事業に関わる国庫補助金で、決算額5,197万2,000円となっております。おのおの補助金の詳細ですが、14ページ下段がごみ処理施設基幹的設備改良事業に関わるものとなっております。また、15ページ上段が消防車両購入事業に関わるものとなっております。

次に、15ページ中段、(4)、県支出金です。決算額3,400万4,000円、収入率は100%、県西総合公園の運営に伴う県委託金となっております。

その下の財産収入です。決算額92万4,000円、予算現額と同額となっております。

続きまして、(6)、繰越金です。決算額8億5,646万6,343円、収入率は113.4%、1億123万5,343円の増となっております。

次に、(7)、諸収入です。預金利子及び各施設の雑収入で、決算額2億1,062万7,201円となり、収入率121.8%、3,776万9,201円の増となっております。こちらの主な内容につきましては、15ページの下段から16ページ、こちらに記載のとおりとなっております。収入増の主な要因としましては、鉄くず等売却代、こちらが売却単価の高騰に伴いまして1,579万6,476円の増、そしてもう一点がごみ処理施設の売電量でございます。こちらが1,279万8,612円の増となっております。

次に、17ページ、(8)、組合債となります。決算額6億9,690万円で、収入率100%です。内訳については、環境センター3本、消防費で6本、詳細はページ下段の組合債内訳表のとおりとなっております。

続きまして、18ページをご覧ください。2、歳出決算状況です。(1)、目的別歳出の状況です。歳出決算額65億2,031万8,691円、執行率95.9%、歳入歳出差引額2億7,767万6,309円のうち翌年度繰越額

3,685万749円を除いた2億4,082万5,560円が不用額となりました。目的別歳出額の構成比は、衛生費が45.2%、消防費が44.0%、公債費、こちら5.4%の順となっております。詳細については、18ページ中段の目的別歳出決算額のとおりとなっております。

続いて、下段、(2)、性質別歳出の状況です。性質別歳出枠の構成比は、人件費、こちらが25億1,968万9,056円、38.7%、次いで物件費19億1,278万4,933円、29.3%、次が維持補修費12億8,723万4,100円、19.7%の順となっております。詳細については、18ページの下段、性質別歳出決算額及び19ページ上段、人件費科目別歳出決算額、こちらのとおりとなっております。

続きまして、19ページ中段からの3、主要施策の事業内容及びその効果となります。まず、(1)、議会費です。決算額141万6,352円、執行率は86.2%です。議会開催状況は定例会を2回、臨時会を1回及び議会運営委員会を3回開催しているところでございます。

次に、(2)、総務費です。全体では決算額2億6,512万315円、執行率については91.0%となりました。その内訳でございますが、①の総務管理費、こちらが決算額2億6,497万4,257円、執行率91.0%です。また、それらのうち一般管理費(事務局)、こちらは事務局の運営経費でございますが、決算額1億1,011万1,445円、執行率97.1%となっております。

続きまして、20ページをご覧ください。筑西遊湯館費です。決算額1億5,486万2,812円、執行率87.1%。

その下でございます。②、監査委員費です。決算額14万6,058円、執行率94.2%。令和2年度の決算審査、令和3年度定期監査及び月例出納検査の経費となっております。

続きまして、(3)、土木費、県西総合公園です。決算額8,544万158円、執行率は93.2%です。

では、21ページをご覧ください。上段の(4)、衛生費となります。全体では決算額29億4,685万802円、執行率については95.9%となりました。内訳について、①、保健衛生費、こちら病院群輪番制事業費が決算額2,793万7,410円、執行率100%でございます。事業状況については、その下段にあります病院群輪番制事業状況、こちらのとおりとなっております。ご参照下さい。

次ページとなります。22ページをご覧ください。②、清掃費(環境センター)です。清掃費全体では、決算額は27億5,671万8,697円、執行率については95.7%となりました。内訳でございます。し尿処理施設費が決算額5億7,160万6,709円、執行率94.6%、またごみ処理施設費、こちらが決算額21億8,511万1,988円、執行率96.0%となっております。

続きまして、24ページをご覧ください。火葬場費です。決算額1億6,219万4,695円、執行率については97.2%となっております。

続きまして、(5)、消防費となります。全体では決算額28億7,197万5,931円、執行率は96.9%となっております。内訳については、消防総務費が決算額27億3,908万731円、執行率96.8%。

25ページをご覧ください。中段の桜川消防署庁舎建設事業、こちらが決算額1億3,289万5,200円、執行率99.5%。桜川消防署は、庁舎開設後43年が経過していることから、令和3年度から6年度までの継続事業で桜川消防署建設を予定しており、令和3年度は基本・実施設計業務委託及び基本・実施計

画補助支援業務を実施いたしました。

なお、下段の表からは消防力の状況となっております。また、ページをめくっていただいで、26ページは教育訓練の実施状況、27、28ページは火災についての火災状況、29ページは救急業務についてとなっております。

最後となりますが、30ページをご覧ください。(6)、公債費です。決算額3億4,951万5,133円、執行率は97.8%。内訳は、元金が決算額3億3,926万9,478円、執行率100%。次に、利子でございます。決算額1,024万5,655円、執行率については56.6%でございます。そして、借入れ償還の状況については、その下の組合債年度末現在高状況調べ、こちらのとおりにとなっております。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（津田 修君） 以上で説明を終わります。

本件につきましては、監査委員の審査を受けておりますので、立川博敏監査委員より報告をお願いいたします。

〔監査委員 立川博敏君登壇〕

○監査委員（立川博敏君） ただいま議長より指名をいただきましたので、令和3年度決算審査につきまして報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付された令和3年度の歳入歳出決算、その他政令に定める書類について審査いたしましたので、その結果について、林監査委員さんと共に意見を提出するものであります。

審査の対象は、一般会計歳入歳出決算であり、総収入済額が69億884万7,662円に対し、総支出済額が65億2,031万8,691円で、翌年度への継続費通次繰越額3,685万749円を除いた実質収支は3億5,167万8,222円であります。

審査は、令和4年8月3日と5日の2日間であり、消防本部及び環境センターにおいて実施いたしました。審査方法は、審査に付された決算書及び証拠書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係職員から説明を聴取しながら、計数の正確性、予算執行の適否及び内容の妥当性について慎重に審査いたしました。

審査の結果、審査に付された会計の決算書及び附属書類の計数は正確であり、予算執行状況並びに内容についても適正かつ妥当なものと認めるところであります。なお、決算の概要については、別冊の令和3年度主要施策の成果説明書のとおりであります。審査の過程において感じた点について、意見を述べたいと思います。

初めに、執行状況については、各業務において施設の老朽化による突発的な故障や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資材供給網の混乱に見舞われながらも、公共サービスを維持するために限られた財源で最大の事業効果が得られるよう対応しており、その努力を評価できるものです。しかし、地域社会は、経済活動の低迷に加え、住民の高齢化や人口減に直面しており、今後関係市の財政状況

はますます厳しい状況となっていくことが予想されます。そのため、計画的な施設の更新や延命化などは必要と認められますが、予算の大部分が関係市の分賦金であることから、関連市と連携して業務を遂行するよう望みます。

続きまして、各施設に対する意見について申し上げます。まず、事務局については、引き続き議会の公正性及び透明性を確保し、議会の活発な討議が行われるよう努めて下さい。また、組織体制につきましては、風通しのよい職場環境づくり及び職員の資質向上を図るため、関係市への理解を求め、職員の人事交流を積極的に進めるとともに、適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努めて下さい。

次に、筑西遊湯館については、新型コロナウイルス感染症対策の影響で長期間の臨時休館がありました。今後も感染防止対策に万全を期しながら、多くの人に利用してもらえるよう努力して下さい。

次に、県西総合公園ですが、園内の環境整備については計画的に進捗しておりますが、今後は遊具の老朽化対策や安全点検への対応を強化し、安全、安心に配慮した施設整備を望みます。また、有料施設の利用料について、料金の妥当性、硬貨の扱いなどの事務負担などを検証し、適正であるか、茨城県と協議されることを望みます。

次に、環境センターに関しては、施設の基幹的設備改良事業完了後、次の段階として施設の更新並びに更新までに起こる突発的な緊急補修工事に伴う財政負担に備える必要があると考えます。そのため、財政の平準化を図り、円滑に運用できる財源として、基金の設立を強く要望いたします。また、施設の更新にあたっては、建設計画等について関係市と連携をし、組合議員への十分な周知にも努めて下さい。

次に、きぬ聖苑については、施設の長寿命化を目的とした改修工事、利用者に配慮した修繕を計画的に取り組んでいることが評価できます。今後施設の長寿命化が一段落した時点で、指定管理者制度の導入など、業務効率の見直しを検討されることを望みます。

最後に、消防本部ですが、火災発生件数の減少は、圏域住民の生命、身体、財産が守られることにつながるため、今後も火災予防対策の充実強化、地域防災力のさらなる向上等につながる施策に取り組んで下さい。また、桜川消防署庁舎建設事業については、世界情勢の変動に伴う原材料費の値上がりなどの問題が生じておりますが、入札、契約、施工など関係業務に遺漏かつ遅滞のないよう、適切な事務処理に努めて下さい。

以上、概要ではありますが、監査委員の意見とさせていただきます。なお、詳細につきましては監査意見書をご参照いただきたく、よろしくお願いをいたします。

○議長（津田 修君） 以上で監査委員の報告を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） 異議なしと認め、採決いたします。

認定第1号 令和3年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（津田 修君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（津田 修君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（津田 修君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（津田 修君） 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これもちまして、令和4年第2回筑西広域市町村圏事務組合定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時54分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年11月30日

議 長 津 田 修 ⑩

署 名 議 員 仁 平 実 ⑩

署 名 議 員 立 川 博 敏 ⑩